

## 別府市と株式会社バスクリンとの包括連携に関する協定書

別府市（以下「甲」という。）と株式会社バスクリン（以下「乙」という。）とは、相互の連携を図るために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと相互に協力し、人々の健康増進と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1)温泉に関すること
- (2)健康に関すること
- (3)地域活性化に関すること
- (4)その他この協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

### （期間）

第3条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 29 年 11 月 21 日

甲 大分県別府市上野口町 1 番 15 号

別府市

別府市長

乙 東京都千代田区九段北 4 丁目 1 番 7 号

株式会社バスクリン

代表取締役社長